

# 各種税金

## 市・都民税 所得税は3月15日(火)までに申告を



市・都民税、所得税の申告は3月15日(火)までです。まだお済みでない方は、忘れずに申告をしてください。また、軽自動車税の手続きや償却資産の申告についてもお知らせします。

### 市・都民税 申告は市役所課税課へ

平成28年1月1日現在、立川市に居住していた方で、給与所得のみの方は通常、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告をお願いします

▼勤務先から立川市へ給与支払報告書の提出がない方  
▼給与所得以外に年金・配当・家賃・原稿料などの所得があった方  
▼盗難や火災などの雑損控除や医療費控除等を受けようとする方

なお、所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告は不要です。

問 課税課 市民税係・内線1200

### 所得税 確定申告は税務署へ

所得税の申告は、税務署(緑町4-2立川地方合同庁舎内)で受け付けています。

なお、記入済みの確定申告書は、3月15日(火)まで市課税課(市役所1階)で仮受け付けを実施しています(いずれの会場も土曜・日曜日を除く)。

問 立川税務署 ☎(523) 118

### 事業用資産をお持ちの方 償却資産の申告は お済みですか

償却資産とは、土地および家屋以外の、事業の用に供すること

ができる資産(機械・器具・備品や構築物など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。償却資産をお持ちで、まだ申告をしていない方は、課税課償却資産係(市役所1階)へ必ず申告をお願いします。

償却資産の例は次の通り  
▼事務系Ⅱ事務機、椅子、書棚、OA機器など  
▼飲食業Ⅱ看板、厨房設備、冷蔵庫、カラオケセット、エアコンなど  
▼理・美容業Ⅱ理・美容椅子、サインポール、消毒器、洗面設備など  
▼クリーニング業Ⅱ洗濯機、脱水機、ドライ機、ボイラーなど  
▼病院・医院Ⅱレントゲン、手術用機器、歯科診療ユニットなど  
▼不動産貸付業Ⅱ舗装路面、門塀、看板など

問 課税課 償却資産係・内線128

3月26日(土)・27日(日) 市税・保険料の納付相談窓口を開設

平日に納付相談ができない方を対象に休日窓口を開設します。事前にお申し込みください。

●対象となる税・保険料 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料

時 3月26日(土)・27日(日)、午前9時～午後4時  
場 収納課(市役所1階34番窓口)

申 3月15日(火)～25日(金)に収納課・内線1249へ

納期限を過ぎた市税等について申請による換価の猶予制度を設けます

市税等は、納期限までに納付するのが原則ですが、納期限までに納付ができなかった市税等を計画的に納付するために、4月1日から新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けます。

これは、市税等を一括に納付することで生活の維持等が困難になると認められ、かつ納付に誠実な意思があると認められる場合について、申請に基づき原則1年間に限り納付計画により納付できるというものです。

市税等の納期限から6か月以内に申請が必要です。申請方法、必要書類等についてはお問い合わせください。

問 収納課・内線1260

### 介護予防・日常生活支援 総合事業説明会

4月から始まる介護予防・日

常生活支援総合事業について説明します。この事業は、介護保険サービスの仕組みを充実させ、サービス提供事業者と利用できるサービスを多様化したものです。また、健康寿命を延ばすために65歳以上の方を対象とした一般介護予防事業も始まります。直接会場へ。なお、各会場とも席に限りがあります。ご了承ください

時・場 左表の通り

| 会場       | 日時       |                |
|----------|----------|----------------|
| 女性総合センター | 3月15日(火) | 午前9時30分～11時30分 |
| 滝ノ上会館    | 3月15日(火) | 午後2時～4時        |
| 天王橋会館    | 3月16日(水) |                |
| 羽衣中央会館   | 3月22日(火) |                |
| こんぴら橋会館  | 3月23日(水) |                |

問 高齢福祉課 介護予防推進係・内線1472

### 地区計画原案の縦覧、意見書の提出と説明会

市は、立川駅北口西地区と立川駅北口駅前地区について地区計画の変更原案を策定しました。この原案の縦覧と意見書の受け付けを行います。

●地区計画変更原案 「立川駅北口西地区地区計画変更原案」「立川駅北口駅前地区地区計画変更原案」

●地区計画変更原案の縦覧 いずれも 時 3月15日(火)～29日(火)、午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く) 場 都市計画課(市役所2階73

番窓口)

●意見書の提出 各地区計画区域内の土地所有者や土地について利害関係を有する方は、意見書を提出できます。次の必要事項を書いて、3月15日(火)～4月5日(火)〔消印有効〕に直接、または郵送で都市計画課へ提出してください

▼必要事項Ⅱ①宛名(立川市長宛)②標題(「立川駅北口西地区地区計画変更原案に関する意見書」または「立川駅北口駅前地区地区計画変更原案に関する意見書」)③日付、住所氏名④意見

●立川駅北口駅前地区地区計画変更原案の説明会 直接会場へ 時 3月22日(火)午後7時～8時 場 女性総合センター15階第3学習室

問 都市計画課・内線2377

### 作品随時募集

「ここが大好き立川」に掲載でクオカード進呈!

あなたの好きな立川を写真に撮って、下2次元コードから応募してください。

問 広報課・内線2744



今月の納期 3月31日(木)

▷国民健康保険料第9期分▷後期高齢者医療保険料第9期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください 問 国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406